



仏建築基準の考え方と動向

- 買主・利用者を保護するための情報
- 省エネ規制
- 身体障害者のアクセス
- 水に関する衛生規定
- 今後

買主と利用者を、技術的な危険性、自然災害の危険性、そして金銭的な詐欺から保護する規定



鉛汚染の暴露被害のリスク評価



アスベストの有無やアスベストを含有する材料および製品の保存状態に関する陳述



屋内ガス器具設置の安全性に関する陳述



屋内電気配線安全性に関する陳述



自然および技術的な危険性の一覧



シロアリの有無に関する陳述

- ➡ 既存建物の省エネ性能証書
- ➡ 戸別下水処理施設の適合性審査の結論
- ➡ 公共の出入りする建物内のラドンガス濃度の測定
- ➡ 居住スペースの床面積

エネルギー販売業者は省エネ性を実現しなくてはならない。達成できない場合は罰金対象

- ➡ 業者はエネルギーと省エネ対策を顧客に販売し、節約したエネルギー量を記録した省エネ証書の提出を受ける
- ➡ 施工業者や成人教育機関などの他の関係者から省エネ証書を購入することも可能。Good Practiceの普及を図る

5年ごとに性能規定値をより高く改定

- 規制項目 - 暖房、換気、給湯、冷房、照明を含む
- 冷房の標準使用条件 - 室内温度が 26 °Cを超える場合に
限って作動
- 市街地の建築物 - 所定の省エネ性能基準適合により床面積
の20%アップが認められる

建物の売買や賃貸には省エネ性能証書が求められている。
公共が出入りする大型建築では必須

床面積 >1000 m²

総合的な省エネ性能規定

床面積 < 1000m²

建物基本部位の交換や建築 - 所定の性能水準に適合要

2005年制定の法律は以下を目的とする。

身体障害がある者も、その建築環境のあらゆる場所へ
アクセス可能とし、他の者と同様に勉学、労働、移動、娯楽を
楽しむことができるようにする

十分な規定が盛り込まれている

新築の場合は、所有者は当該建物が本アクセス要件を
満たしている証を取得する必要がある

具体的に以下の点について改正を行った

- 飲料水と接触する材料および製品に関する規定
- 上水処理のための製品およびシステムに関する規定
- 人口1万人超の自治体の場合は、上水に対する影響を考慮する義務
- 雨水の回収と利用の要件

- ➡ 地震危険度の新規マッピング
- ➡ 欧州構造基準(Eurocode)の普及
- ➡ 建築関連製品の環境と健康に関する宣言

